

国土交通省総合技術開発プロジェクト

**建築設備等の安全性能確保のための
制御システム等の設計・維持保全技術の開発**

(平成19年度～平成21年度)

国土技術政策総合研究所 建築研究部

背景

- ・昇降機等の制御技術の高度化
- ・事故の発生:対策の要請

目的

建築物等の利用者等の安全確保のため、エレベーターを含む建築設備等の制御システムや安全装置の設計、維持保全の技術に関して、安全性能が第三者等により客観的にチェックできるような技術開発を行うことで、国民のエレベーター等に対する不安を解消するとともに、建築物等における設備の安全、安心の向上を図る。

概要

昇降機(乗用エレベーター、ホームエレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター、動く歩道)、遊戯施設及び建築内可動設備(機械式駐車装置等、電動ドア、シャッター、電動の間仕切り・書架・座席)について、以下の調査検討及び技術開発を行った。

※平成20年度より遊戯施設を研究対象に追加

- ①事故・不具合事例の調査及びリスク評価による安全性能目標の検討
- ②安全性能を達成するための設計技術仕様及び安全性能評価法の開発
- ③安全性能を保持するための維持保全技術の開発

成果

- ・法令(建築基準法)に基づく技術基準への反映 等

基準等への反映

戸開走行防止装置及び二重ブレーキ義務付け
(建築基準法施行令改正,H20.9公布、21.9施行)

同上に係る性能評価基準の策定
(大臣認定に必要となる、指定機関による性能評価の実施、H21.2~)

H23.1までに約500件の認定が行われた→約2万台(推定)に既に実装
☆安全性向上(戸開走行事故再発防止)に貢献／☆基準強化の円滑施行に貢献

エレベーターの安全性能要求事項のJIS標準仕様書(TS)の新規策定
(官報公表23.2.16)

ホームエレベーターの技術基準の見直し(建築基準法告示、H22.12)

エスカレーターのJIS原案の検討(関係団体による計画中)

成果の周知、普及活動

「建物事故予防ナレッジベース」を活用した普及 等

- 普及するエレベーター（20年間で約3倍）
 - ・ 全国約70万台、約6億人／日が利用

シティハイツ竹芝(港区)での戸開走行による死亡事故(H18.6)

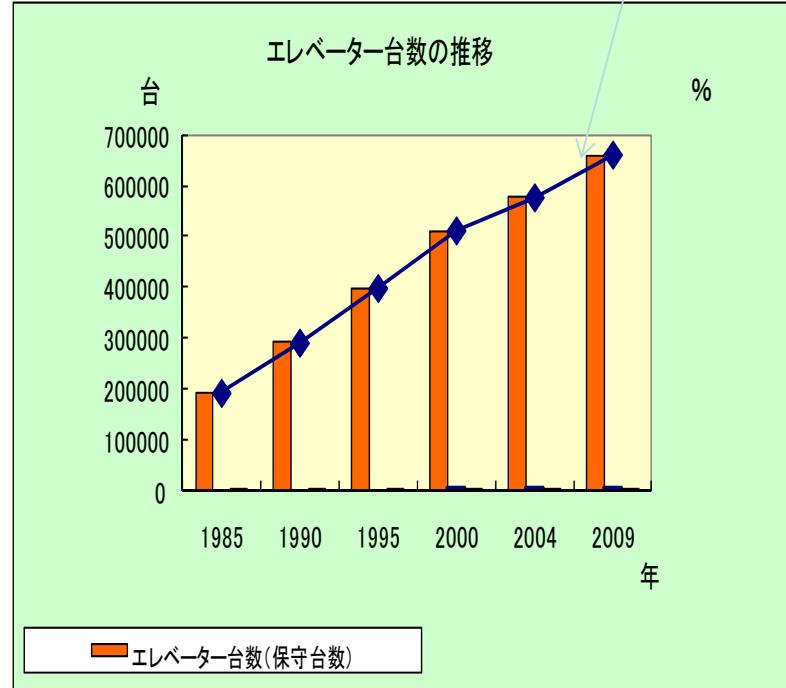
重大事故の発生

FRONT LINE フロントライン



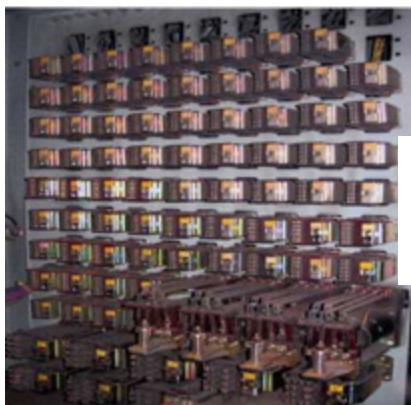
(出典:日経アーキテクチャー)

機械室なしの割合('09年24%)



EV等の安全性に対する不信・不安

- エレベーター利用者の効率性・快適性へのニーズ
 - ⇒ 建築設備等の制御システムの高度化、複雑化
 - ⇒ 安全装置等のブラックボックス化

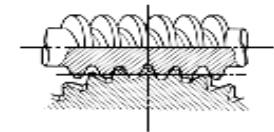


約20年前

リレーによる制御



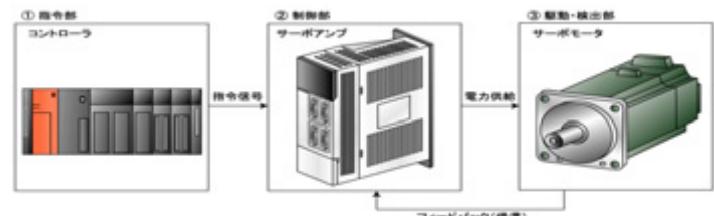
現在：ソフトロジック
(CPU/プログラム)による制御



ウォーム減速機

変速機つき電動機(ギアードモータ)

→大型、定速運動、動作音大
ウォーム減速機では、逸走しない



直動電動機(ギアレスモータ)

→小型、変速制御、変位制御、静音化
電動機による逸走の抑止が期待できない

- ・昇降機等の制御技術の高度化
- ・事故の発生・対策の要請

- ・事故事例の整理分析
- ・海外の規格・基準の分析・比較

基本(安全確保の設計思想)

I. 安全技術目標の設定

多種多様な安全性について、確保すべき水準、性能の設定

設計(ものづくり)

II ①設計技術仕様の開発

安全性能を確保するため、現在の仕様で不足している装置の技術仕様の開発

- ・戸開走行防止装置
- ・二重ブレーキ

II ②安全性能評価法の開発

上記装置の安全性について第三者等が客観的にチェックできる性能評価手法の開発

維持保全(検査・保守管理)

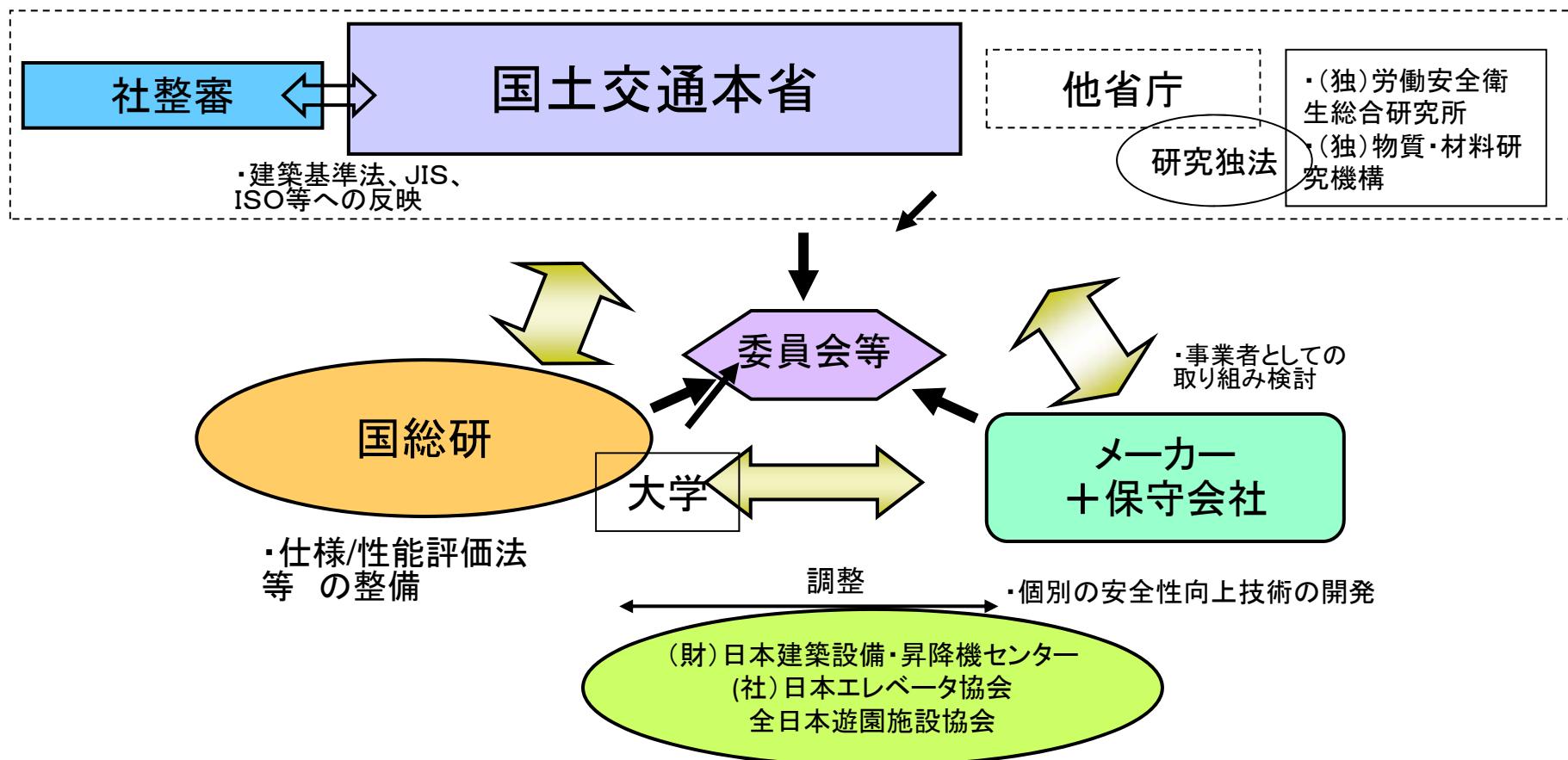
III. 維持保全技術の開発

I、IIについて、法定検査等で安全性を確保できる仕組み

IV. エスカレーターその他の設備、遊戯施設等への応用

建築基準法、JIS等への反映

- 安全工学の学識者、メーカー等の実務者、行政関係者等による研究協力体制を構築し検討。
- 技術基準化や供給体制の構築等、成果の反映も考慮した連携体制を構築し研究を実施。



- 委員会は、学識者(安全工学等)、研究機関(研究独法)、行政機関(国土交通本省、公共団体)、事業者(昇降機等の製造・保守、建築設計、建築施工、建物・施設等の運営・管理等の事業者団体)及び評価機関等の専門家により構成。
- 委員会は、検討委員会及び2つの小委員会により構成

建築設備等の安全制御システム等の技術開発検討委員会

〈委員の構成〉

学識者(安全工学、機械設備)

行政
(国土交通本省、特定行政庁)

昇降機・遊戯施設等の認定評価機関

昇降機の製造・保守事業者団体

建築設計、施工、管理事事業者

遊戯施設の製造・運営事業者

昇降機等小委員会

〈委員の構成〉

上記委員(一部)

研究独法

認証・監査業界

遊戯施設小委員会

〈委員の構成〉

上記委員(一部)

研究独法

製造事業者

- エレベーター等の利用における事故・不具合の事例について収集、整理。
(国内・海外の事例)
 - 「事故発生事象の種類」及び「発生の要因」に關し分析。

エレベーター等の事故等事例（抜粋）

- これらの事例をもとに、リスク評価（頻度、危険性）を行い、安全性能要求を整理（後述）。

かごと産場の集 大分	大分	市街	D6	「木を空堀(後述)」										
				「木を空堀(後述)」										
8	8月/05	大分	市街	D6	「木を空堀(後述)」	死亡	2009年8月5日午後1時頃、自宅で自動ドアの小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、かごと産場、かごと産場と産場の間に上半身を埋められた。	死亡	2009年8月5日午後1時頃、木を空堀(後述)の状態で転倒した状態で転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。					
16	8月/05	福島	市街地	D6	「木を空堀(後述)」	死亡	自宅で食事場を準備し作業し、他の配膳用ルートバーの小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、かごと産場、かごと産場と産場の間に上半身を埋められた。	死亡						
25	8月/05	広島	祇園町	E9	自動ドアルートバー	死亡	2009年8月5日午後1時頃、木を空堀(後述)の状態で転倒したところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。	死亡	2009年8月5日午後1時頃、木を空堀(後述)の状態で転倒したところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。					
40	8月/05	鹿児	中央	D6	配膳用容器	死亡	木を空堀(後述)の小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。	死亡	木を空堀(後述)の小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。					
47	8月/10	青森	吉澤	D6	「木を空堀(後述)」	死亡	自宅で運動作業をしていて、その男性が木を空堀(後述)と産場の間に上半身を埋められた。	死亡	転倒死して金鎖の外に身を回して死んだため、死因は死んだため、死んでから死んだ。					
51	8月/10	日高郡	吉澤	D6	「木を空堀(後述)」	死亡	自宅で運動作業をしていたときの男性が木を空堀(後述)と産場の間に上半身を埋められた。	死亡						
56	8月/11	東京	工場	D6	「木を空堀(後述)」	死亡	木を空堀(後述)の小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。	死亡	木を空堀(後述)の小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。					
59	8月/10	佐賀	佐賀市	D6	「木を空堀(後述)」	死亡	自宅で運動作業をしていて、その男性が木を空堀(後述)と産場の間に上半身を埋められた。	死亡	転倒死して金鎖の外に身を回して死んだため、死因は死んだため、死んでから死んだ。					
62	8月/10	鹿児島	鹿屋	E9	「木を空堀(後述)」	死亡	木を空堀(後述)の小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。	死亡						
92	8月/10	福岡	直原	D6	「木を空堀(後述)」	死亡	施設内に下ろす手すりでドアホールの小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。	死亡						
103	8月/10	福島	市下野原	D6	「木を空堀(後述)」	死傷	木を空堀(後述)の小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。	死傷	木を空堀(後述)の小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。					
110	8月/10	鹿児	工場	E9	「木を空堀(後述)」	死亡	木を空堀(後述)の小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。	死亡	木を空堀(後述)の小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。					
124	8月/06	東京	神田生田町	D6	「木を空堀(後述)」	死亡	IPMから発行した自動ドア用具に木を空堀(後述)と産場の間に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。	死亡	IPMから発行した自動ドア用具に木を空堀(後述)と産場の間に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。					
146	8月/02	東京	鹿児	D6	「木を空堀(後述)」	死亡	IPMから発行した自動ドア用具に木を空堀(後述)と産場の間に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。	死亡	IPMから発行した自動ドア用具に木を空堀(後述)と産場の間に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。					
163	8月/02	大分	工場	E9	「木を空堀(後述)」	死傷	木を空堀(後述)の小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。	死傷	木を空堀(後述)の小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。					
201	8月/02	京都	神田生田町	E9	「木を空堀(後述)」	死傷	木を空堀(後述)の小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。	死傷	木を空堀(後述)の小窓を用意用具場所の中に置かせたところ、転倒死したため、死因は死んだため、死んでから死んだ。					



- エレベーターに関する国内外の主な安全規格について調査。
- 欧州:EN、米:ASME 等の「規格」が装置全般の性能、仕様を定めている。
- 日本は建築基準法令により技術基準を定めている。

エレベーターに関する安全規格の比較（抜粋）

[9. ブレーキシステムと緊急ブレーキ]		〈ヨーロッパ〉	〈アメリカ〉	〈日本〉	〈オーストラリア〉	〈オーストラリア〉
項目番号	項目	EN81-1 : 1998	A17.1-2000/B44-00	Japan	AS1735-1 : 2001	AS1735-2 : 2001
1	1～13項は、機械式ブレーキ					
1	電磁ブレーキ					

世界的には、EN(欧州)、ASME(米国)等のエレベーターの装置全般について詳細に定めた規格がある。これらの内容(の一部)が、安全基準にも引用され、規格適合のEVは、各国で定められた安全基準にも適合するものとみなされる。

日本では建築基準法令で強制基準として必要な安全装置等が定められているが、エレベーターそのもの(装置)の規格・設計標準的なものはない。

2.3	最大減速度	規定なし	1 g	規定なし	規定なし	規定なし
3	ブレーキ開放	連続した電流による	電気式、電気-機械式、電気-油圧式	電気式	EN81-1に同じ	電気式

EN、ASMEでは二重ブレーキを規定しているが、方式に相違

9	再起動時の停止位置の確認	める	まく。非常ブレーキが利く場合はある。	9.0m/s ² (垂直) 5.0m/s ² (水平)	EN81-1に同じ	走行負荷の100%を停止し保持する。
10	ブレーキの電気的チェック	否	否	規定なし	否	規定なし
11	ブレーキ設定値の永久表示	否	要	規定なし	否	規定なし
12	竣工検査時の試験での負荷/速度%	125%/100%	125%/100%	規定なし	EN81-1に同じ	105%/100% 一つのシューで
13	定期検査での試験	目視	目視、5年毎	年1回実施	目視	実施

- 事故事例の分析等をもとに、想定されるインシデント及びアクシデントに対するリスク評価を行い、機能安全の達成のための安全技術目標を設定。
→戸開走行の検知・制止装置、制動装置故障への対応が必要(建基法令)
エレベーターの装置全般にわたる標準仕様が必要 (JIS)

■ 安全技術目標の設定の考え方

想定される危険事象

- ・かごの落下、急上昇
- ・挟まれ
- ・巻き込まれ
- ・つまずき、転倒
- ・閉込め 等

事故事例をもとに整理

危険要因の分析・整理

- ・部材等の強度不足
- ・機材の劣化、損傷
- ・想定外の利用方法
- ・設計ミス
- ・作業員の誤操作
- ・自然災害 等

EN、ASME等の海外規格、ISO/TS 22559-1（国際的必須安全要求事項:GESR）の考え方を参考

リスク評価

安全技術目標の設定

〈以下について装置、機能に対応した分類・整理を実施〉

○安全性要求事項

- ・通常時の安全確保
- ・異常時の安全確保(フェールセーフ)
- ・保守作業時の安全確保

○相互の優先性 ○安全要求水準

- 故障時に重大事故につながり得る、
・戸が開いた状態でかごが移動した場合に
安全にかごを制止させる ための検知・制
止装置
- ・制動装置が故障した場合のフェイルセーフ
(二重化) がさらに必要

建築基準法施行令改正へ

エレベーターの装
置全般にわたる性
能要求、標準仕様
が必要

エレベーター
JIS原案へ

- 今後求められる安全装置についての設計技術仕様の開発
 - ・戸開走行時の検知・制止装置、二重化された制動装置 等
- 安全性能評価法の開発：個別EVの安全性を第三者がチェックできる性能評価法の開発
 - ・戸開走行防止装置、二重ブレーキの性能確認実験方法

【具体的研究事項】

●設計技術仕様の開発

・標準的システム仕様・例示仕様の開発

①独立した戸開走行防止装置

②制動装置の二重化

●安全性能評価法の開発

- ・多くの極限条件下における作動の確認
- ・複数装置の同時作動時の信頼性の確保
→第三者等による客観的な評価項目、手順の開発

●安全性能評価法の民間新技術への適用性検証

〔民間による技術開発〕

●安全装置／メカニズムの具体的開発・適用

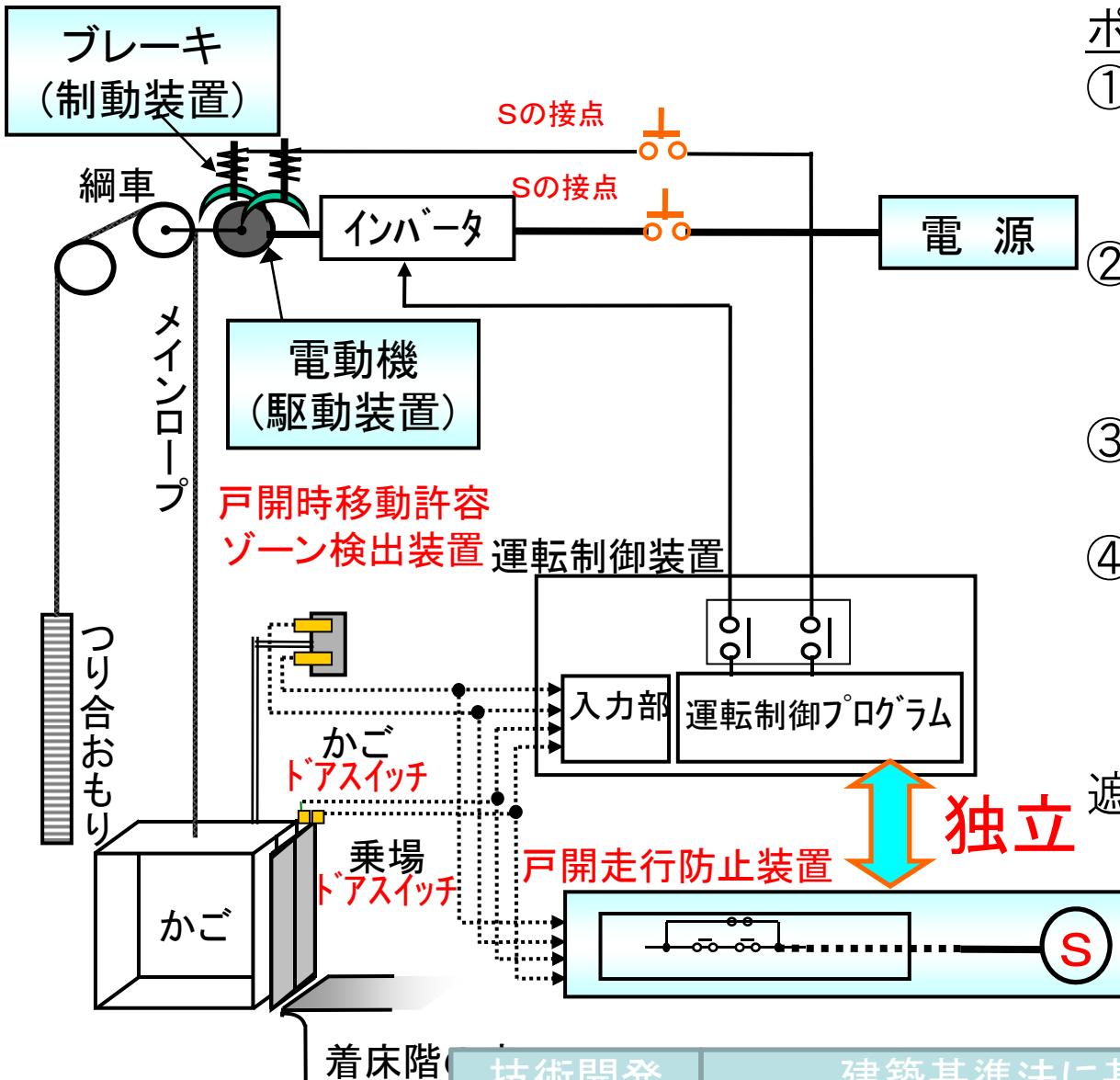
ex.

- ・信号制御の多重化、
- ・ブレーキの二重化

●安全装置を組み込んだエレベータシステムの安全性自己評価と証明手法

①運転プログラムから独立した戸開走行防止装置

■戸開走行の検出手段・防止手段(UCMP)の仕様開発

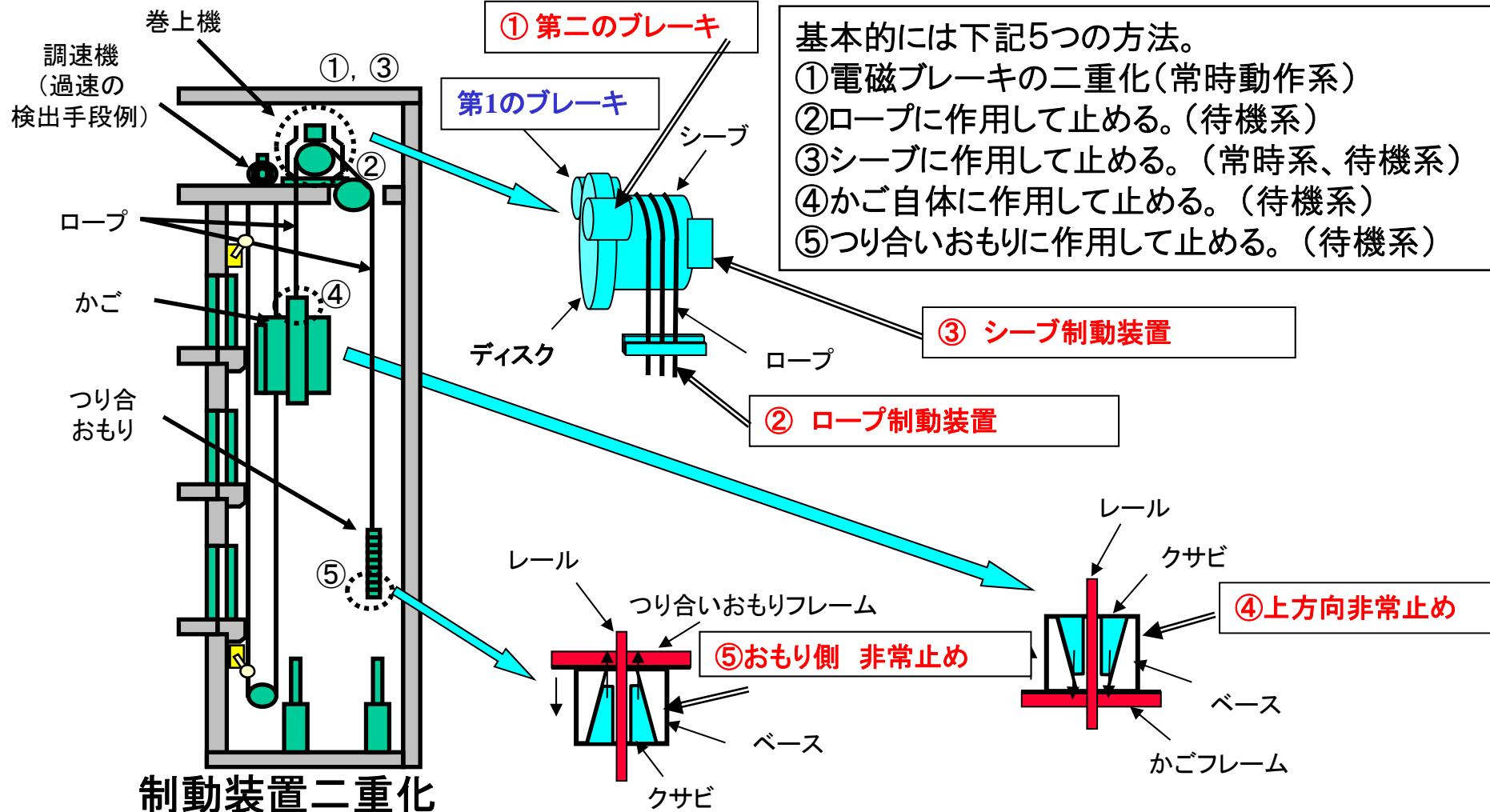


ポイント

- 戸開走行防止装置は運転制御プログラムから**独立**していること。
- 戸開時移動許容ゾーン検出装置を**二つ**装備していること。
- ドアスイッチは**強制乖離機構**付スイッチとすること。
- 戸開走行防止装置には電磁接触器のコイル(S)を装備し、この接点で電動機および制動装置の電源を遮断すること。

戸開時移動許容ゾーン検出装置
かごが停止位置から上下に特定の範囲を超えて移動していることを検出する装置

■ 戸開走行発生時の制動手段／二重ブレーキの仕様の開発



- エレベーターの停止時・走行時におけるブレーキ異常の検出について、開発したセンシング技術の有効性検証
想定された複数方式を検証→パッドの動作距離感知方式を採用



<実験の様子

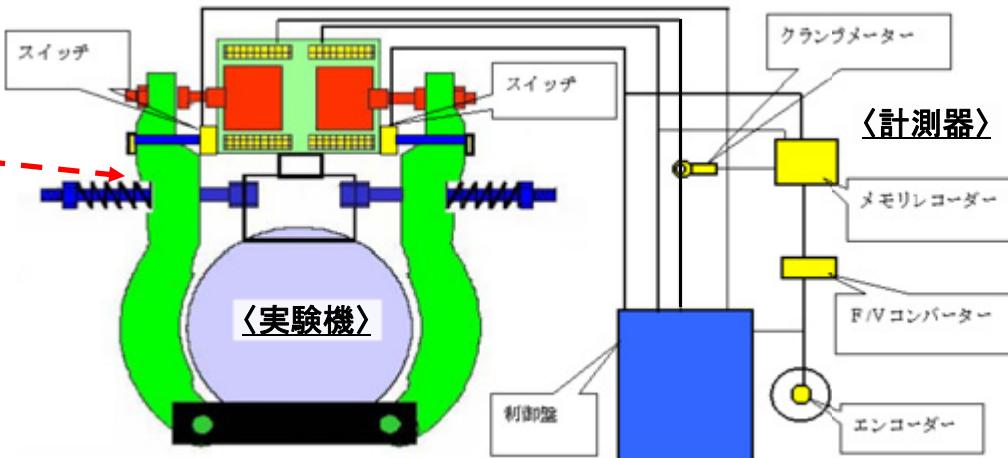
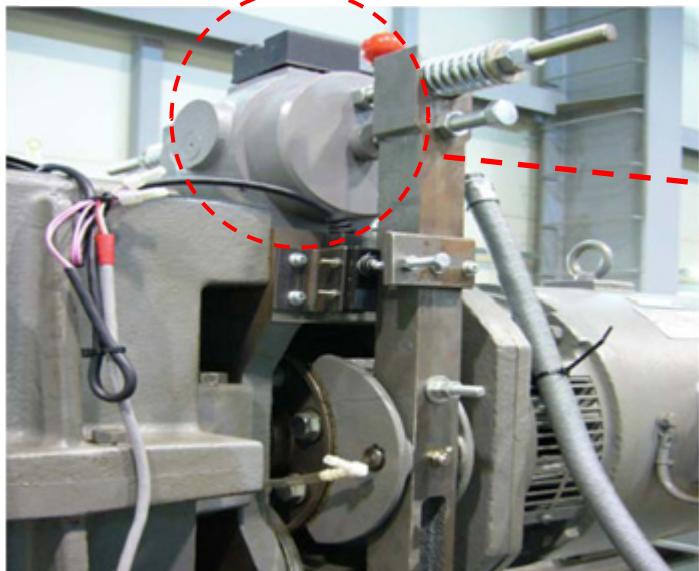
(実験の概要)

1. ブレーキ不具合が生じた場合の検出方法の検証。

(検出内容)

- ・ブレーキトルクを検出する方式
- ・ブレーキ部の温度変化を検出する方式
- ・ブレーキパッドの動きを検出する方式

▽実験部位(ブレーキ部)の概観 (実験機)



実験の概要 (実験機・測定機器の構成)

建築基準法に基づく性能評価基準へ

・二重ブレーキの実証実験

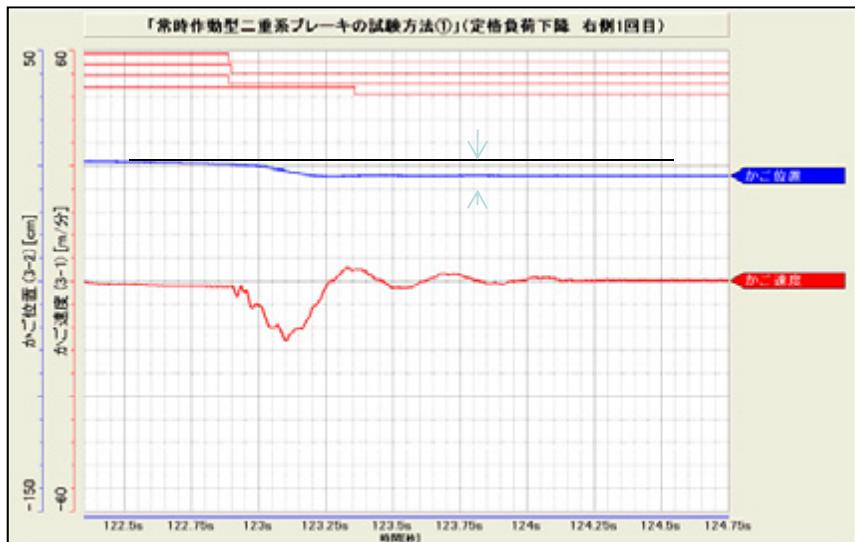
- 二重ブレーキ(一つのブレーキが故障しても、他のブレーキで制止させる)の仕様について、
常時作動型(ENで定められている方式)、待機型(ASMEで定められている方式)のいずれも有効であることを確認→二重ブレーキの仕様へ反映
- 安全性能評価時における試験方法の有効性等
→再現性、現実性等を実証実験により確認

実験の様子



(実験の概要)

1. 常時作動型の有効性の確認。(制止距離等の確認)
2. 試験の正確性、簡易性等の確認。
 - 複数試験による結果の再現性、シミュレーション予測値との整合確認
 - 実験方法の現実性、共通性の確認



- エレベーターにおいて最も危険性の高い「落下」、「挟まれ」等のリスクについて、設計内容に対するリスク評価を支援するシステムを開発。
 - 設計・評価業務の実施の信頼性を向上

■エレベーターにおける設計の信頼性を客観的に評価する支援システムの開発

研究內容：

FMEA(故障モード・影響評価解析)による信頼性評価の実施

- ・「戸開走行」「落下」「挟まれ」をリスク評価対象に設定
 - ・設計内容及び利用方法に依存する事項等の整理
 - ・設計内容の評価において重要なチェック事項の抽出
 - ・利用者の誤操作等に起因する事故事例の分析

FMEA表

研究成果: 設計評価業務のリスク評価支援システムの作成

(支援システムが有する機能)

- 故障モード・影響解析(FMEA)表の作成
 - GO-FLOW図による事故発生事象の論理モデル化
 - 事故発生事象の定量評価(発生確率の推計)

- 維持保全業務について、業務実施の信頼性を向上させるため、保守の実務を支援するシステムを開発。

■エレベーターの保守業務の信頼性向上支援システムの開発(概要)

研究内容:

- ・保守業務フローの作成
標準的な保守作業手順に関する調査・整理
- ・保守技術情報の整理　　III維持保全技術の開発
具体的な保守作業に必要な判断基準、技術水準に関する調査
- ・保守業務支援システムの要件設定

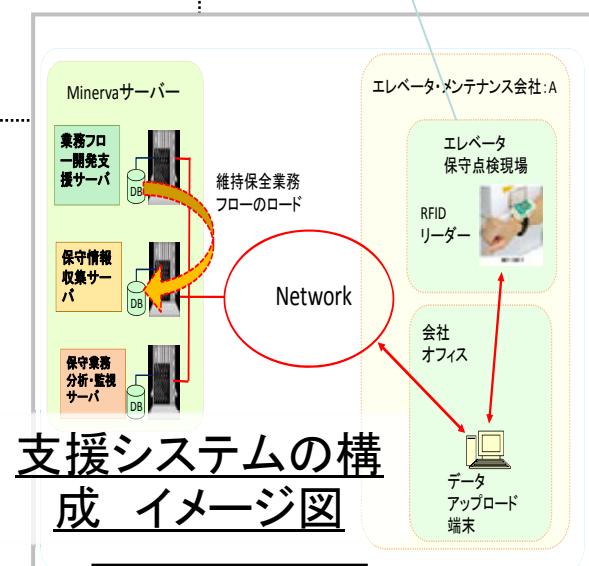


卷上機に貼り付けられたRFIDタグからのデータ読み取り(タグリーダ)

成果: RFIDタグを用いた保守業務支援システムの作成

(支援システムが有する機能)

- 保守業務の実施フローを作成する機能
- 保守業務の内容を可視化する機能
- 保守業務を監視する機能

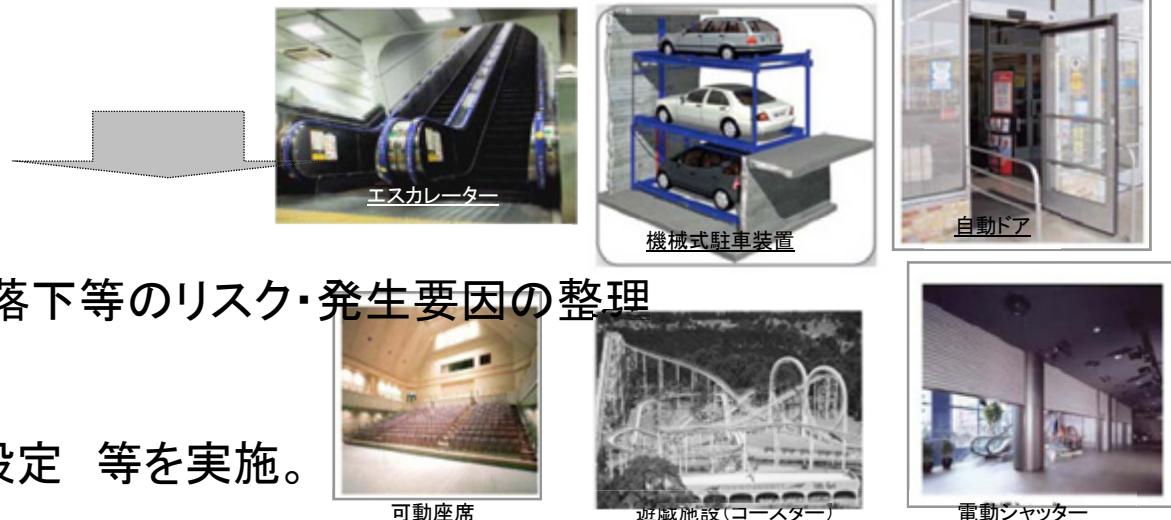


- エレベーターの成果を応用し、遊戯施設や、建築物に設置される電動の可動施設について検討。
- それぞれについて、リスク評価等を行った上で、安全性能確保のための安全技術目標の設定等を実施。

研究内容:

(検討対象)
エスカレーター
機械式駐車装置
電動ドア、シャッター等
遊戯施設

- ・海外を含む人身事故、不具合等の事例の収集・分析
- ・海外を含む基準、規格及び仕様等の調査
- ・安全技術目標の検討



研究成果:

- 挟まれ・閉じ込め・落下等のリスク・発生要因の整理
- それぞれについて、

安全技術目標の設定 等を実施。

建築基準法の技術基準への反映 (戸開走行の防止装置及び二重ブレーキ)

○建築基準法施行令改正により、制御器に不具合が生じた場合の戸開走行を防止するための保護装置(戸開走行の検知装置及び二重ブレーキ)の設置が義務付けられた。(H21.9~)

○これらの装置については、大臣認定が必要とされ、認定に必要な性能評価の技術基準が示されている。具体的には、

- ・戸開走行の検知装置の設計仕様及び認定に必要な性能評価(実機試験を含む)の方法
- ・二重ブレーキの設計仕様及び認定に必要となる性能評価(実機試験を含む)の方法

に、本総プロで作成した設計技術仕様及び安全性能評価法が反映された。

(参考)H22年度中に約200件、23.1まで約500件の大蔵認定が行われている。
(H21.9以降設置分 概ね2万台に実装済み(推定))
☆安全性向上(戸開走行事故再発防止)に貢献／☆基準強化の円滑施行に貢献

エレベーターに関する新たなJIS原案の作成

○建築基準法令において、昇降機に関する最低要求事項を定めているが、構成する**装置全般を網羅した**より詳細な仕様規定に関する**JISを新たに作成**することで、昇降機の性能及び仕様に関する規定の明確化、製品の品質及び安全性の向上を図る。

→ 工業標準化法に基づく手続きを経た「標準仕様書(TS)」として公表(H23. 2. 16)・運用され、JIS化に向けた取り組みが継続される。

(「昇降機の安全要求事項」TS A0028 規定事項:H23. 2. 16 国土交通大臣により公表(官報))

- ・昇降路
 - ・機械スペース及びフリースペース
 - ・乗り場戸
 - ・かご、釣り合い及びバランスウェイト
 - ・つり構造、戸開走行保護装置等
 - ・ガイドレール、緩衝器、ファイナルリミットスイッチ等
 - ・巻き上げ機及び駆動方式
 - ・電気工事とその機器
- 等エレベーターの構成装置全般について、必要な安全性能要求及び仕様を設定

ホームエレベーターの技術基準への反映

○ホームエレベーターについては、「特殊な構造の昇降機」として建築基準法においても、別途構造基準が定められていることから、追加検討を行った。

→ホームエレベーターの構造条件、使用状況からみて、一般乗用エレベーターでは禁止した開き戸についても許容することとし、その場合の基準を設定。**建築基準法に基づく技術基準告示に反映。(H22. 12 告示改正)**

○併行して行った調査研究により、情報提供を行うことを通じて、設計、管理、利用段階で注意を払っていただき、事故予防を図ることとして、「建物事故予防ナレッジベース」を構築。国総研ホームページ上で公開。事故情報、工夫事例等の投稿機能も装備。<http://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/>
同サイトにおいて、昇降機等についても、研究成果関連情報を提供。(H22.12～)

○また、遊戯施設関係者の技術交流のためのシンポジウムを実施。これについても上記サイトで動画情報提供。



The Building Accident Prevention Knowledge Base (BAPKB) website features several key components:

- Home Page:** Includes sections for "事故パターン" (Accident Patterns), "事故事例" (Accident Examples), and "関連情報" (Related Information). It also displays "TOPICS" and "最近の事故報道" (Recent Accident Reports).
- Building Accident Report Hotline (建設物事故情報ホットライン):** A form for reporting building accidents. It includes fields for "事故の発生場所" (Location), "事故の内容" (Details), and "提出者情報" (Submitter Information). Buttons for "入力" (Input) and "提出する" (Submit) are present.
- Emergency Response Case Report (事故+予防に役立つ事例報告):** A form for reporting cases related to emergency response and prevention. It includes fields for "事故の発生場所" (Location), "事故の内容" (Details), and "提出者情報" (Submitter Information). Buttons for "入力" (Input) and "提出する" (Submit) are present.
- Checklist:** A sidebar on the right side of the BAPKB homepage lists items such as "このサイトでできること" (What you can do with this site), "事故を防ぐ為の解説・提案", "国総研からの報告", and "リンク集".

【目標の達成度】

戸開走行保護装置等の技術仕様を作成し、法令に基づく技術基準に反映されるなど、想定した目標は概ね達成。

なお、エレベーター以外の設備等への成果の普及については今後の課題。

【成果】

エレベーター等について、安全性能確保のための技術目標を設定し、必要となる設計技術仕様・安全性能評価法の開発及び維持保全技術を開発。研究成果は、

- ①エレベーターの戸開走行防止及び制動装置の二重化等に関する建築基準法施行令改正原案及びこれらの性能評価基準原案を作成しそれぞれに反映。(H21.9施行)
- ②エレベーターの安全要求事項に関するJIS標準仕様書(TS)の原案を作成し反映。(H23.2.16官報公表)

【本研究開発の実施方法・体制の妥当性】

安全工学等の学識経験者、エレベーター等の製造者及び施設等の維持管理者等で構成される検討委員会及び小委員会を設置し、研究を実施。

【上記を踏まえた本研究開発の妥当性】

他省庁の研究機関、大学、製造会社、保守会社等と連携して研究を進めることにより、研究成果を施策及び新技術の開発・供給の分野に直接結びつけることができた。